

【令和6年3月30日公布 令和6年三浦市条例第10号】

三浦市市税条例の一部を改正する条例

三浦市市税条例（昭和49年三浦市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の5第1項中「法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和6年旧法」という。）」に改め、同条第2項から第12項までの規定中「法」を「令和6年旧法」に改め、同条第13項を削り、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第15項を第14項とし、第16項を第15項とする。

附則第4条の7中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改める。

附則第5条の2の見出し中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の附則第4条の5及び第5条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。